

第 183 回 : 印紙

高額な商品を現金で購入したり、ローンの契約を交わしたりすると遭遇する「収入印紙」。そもそもどんな時にどんなものに貼る必要があり、どんな意味があるのでしょうか。

今回は印紙について取り上げます。

■ 印紙とは…、税金です！

印紙とは、国が発行する切手のような紙片です。郵便局やコンビニエンスストアでも購入でき、1円から10万円まで19種類が発行されています。印紙を貼り、消印を押すという行為によって、印紙税を納付することができます。

印紙税とは、経済取引等に伴って契約書や領収書などの文書を作成した場合に、印紙税法に基づきその文書に課税される税金です。

印紙税は、課税文書の作成者が、課税文書の作成時に納税する義務があります。

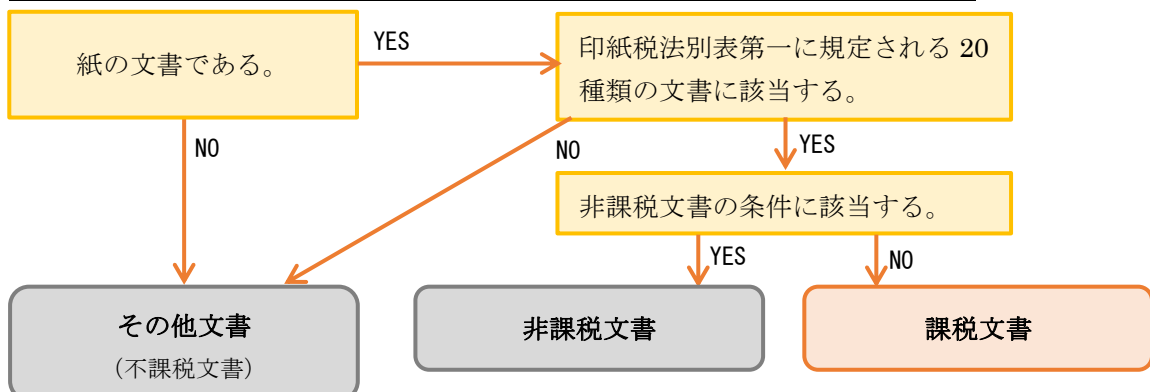
■ 課税文書とは何か

では、そもそも課税文書とは何なのでしょう。印紙税法では、経済取引に伴い作成される文書のうち、印紙税法別表第一に規定される20種類の文書（※1）に該当し、かつ下記の非課税文書の条件に1つも該当しない文書を「課税文書」と規定しています。

非課税文書の条件	例
① 印紙税法別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書	契約金額が1万円未満の請負契約書 記載金額が5万円未満の現金領収証 等
② 国、地方公共団体又は印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書	日本赤十字社が作成する文書 等
③ 印紙税法別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの	国庫金の取り扱いに関する文書で日本銀行等が作成するもの 等
④ 特別の法律により非課税とされる文書	健康保険法に規定する健康保険に関する書類 等

当該文書が課税文書か非課税文書かの判断は、文書の名称・呼称や形式的な記載文言によることなく、実質的な意義に基づいて判断します。判断の結果、20種類の文書の複数に該当する場合は、一定のルールに従って最終的な種類を決定します。（※2）

また、当該文書が電子書面（PDF等）の場合は、印紙税は課税されません。



※1 添付の別紙（印紙税額一覧表）の分類と同様。

※2 複数の種類に該当した場合の判断については、「印紙税の手引」

（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/tebiki/01.htm>）をご参照ください。

■ 作成者とは誰か

印紙税は、課税文書の作成者が、課税文書の作成時に納税する義務があります。課税文書の作成者は、原則として、その文書に記載された作成名義人とされています。ただし、法人などの業務または財産に関して作成した文書については、法人などの役員または従業員が作成名義人となっても、法人を作成者とします。

納税に当たっては、課税文書に当たるかどうかの判断が一番重要なポイントであり、文書によっては一番難しいポイントでもあります。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！